

多摩都市計画地区計画の変更（稲城市決定）

都市計画平尾南地区地区計画を次のように変更する。

名	称	平尾南地区地区計画
位	置 ※	稲城市平尾二丁目地内
面	積 ※	約 3.3 ha
地区計画の目標		本地区は、土地区画整理事業により整備された低層住宅地であり、良好な居住環境の維持、保全を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	戸建住宅を主体とした緑豊かで良好な居住環境を備えた低層住宅市街地を形成する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備された道路、公園について、その維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な居住環境の維持、保全を図るため、「建築物等の用途の制限」、「建築物の敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」、「垣又はさくの構造の制限」を定める。
	その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	緑豊かでうまいのある街並み形成を図るため、生垣などによる沿道緑化及び敷地内緑化に努める。
地区整備計画	建築物等に関する事項	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 住宅 (2) 共同住宅 (3) 診療所 (4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの (5) 住宅で事務所を兼ねるもの (6) 住宅で学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する用途を兼ねるもの (7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの

地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の敷地面積の最低限度	120 m ² ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。 (1) 土地区画整理事業により換地された土地で、所有権その他の権利に基づいてその全部を一敷地として使用するもの (2) 市長が公益上やむを得ないと認めた建築物の敷地として使用するもの
		壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の位置は、次に掲げるとおりとする。 (1) 道路境界線までの距離は、1.0m以上とする。 (2) 敷地境界線までの距離は、0.7m以上とする。
			ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分で、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。 ① 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 ② 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であること。 ③ 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3 m以下であること。
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	屋根及び外壁又はこれに代わる柱の面は、刺激的な色彩を避け、落ち着いた色調とする。なお、色彩については、東京都景観計画及び稲城市景観色彩ガイドラインによるものとする。
垣又はさくの構造の制限	(1) 道路に面する部分にあつては、生垣又は透視可能なさくとする。 ただし、その基礎で地盤面からの高さが60cm以下のもの及び門柱にあつては、この限りでない。 (2) イブキ類の樹木は、使用してはならない。		

「区域は計画図表示のとおり」

※印は知事協議事項

〔理由〕 稲城市景観色彩ガイドラインの施行に伴う「建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限」の変更等を行うため、地区計画を変更する。